

6 一時保護中のこどもの生活・支援の充実に向けた取組

(1) 基本的な考え方

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものです。

虐待通告を受けたときなど、一時保護を検討すべきこどもについては、速やかに必要な調査を行った上、明確な基準により躊躇なく一時保護を行うよう、引き続き取り組んでいきます。

国の動きとしましては、改正児童福祉法により、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令第27号)を定め、各自治体においても一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなりました。また、適切な一時保護と実効ある体制等の見直しの推進を目的として、「一時保護ガイドライン」が全部改正されました(令和6年3月30日こ支虐第165号)。

本市においても、明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するとともに、一時保護ガイドラインを基本としながら、こどもの状況などに最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、こどもの最善の利益が図られるよう、取り組んでいきます。

(2) 現行計画の達成見込み・要因分析等

① 一時保護の体制整備

2019年(平成31年)4月の開設以来、一時保護所の総定員数を超過する一時保護は発生しておらず、2024年度(令和6年度)時点において、一時保護施設の定員の拡大や、新たな一時保護専用施設等の確保は予定していません。ただし、一時保護を行う場は、代替養育の場という性質も有することから、こどもの家庭養育優先の原則を踏まえ、乳幼児については里親等への一時保護の活用を検討できるよう、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保に努めていく必要があります。

表 41 一時保護所等定員数（単位：人）

一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数（単位：箇所・組）

評価指標	2024 年度（令和 6 年度）時点
一時保護所の定員数	25 人
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数	・一時保護専用施設 0 箇所 ・里親・ファミリーホーム 16 組 ・児童養護施設等 4 箇所

一時保護所の職員は、これまで生活していた家庭や地域社会から離れて一時保護されることもが、一時保護所において安心して生活が送れるよう、こどもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められることから、その資質の向上のための取組が不可欠です。

本市では、OJT やエルダー制度による人材育成とともに、明石こどもセンター内で実施する内部研修、隣接する西日本こども研修センターあかしや本市他部署、他自治体や関係機関等が主催する研修に参加する等し、一時保護所運営業務に役立てています。2024 年度（令和 6 年度）からは、一時保護所の管理者及び指導教育担当職員について、国が定める研修の定期受講が必要となったことをうけ、受講を進めています。今後は、在職年数や正規・非正規の別に関わらず、全体的な資質の向上が図られるよう、研修及び人材育成を体系的に推進していくことが求められます。

表 42 一時保護所職員に対する研修の実施回数（単位：回）、受講者数（単位：人）

評価指標	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
実施回数	24	29	18	28	40	40
受講者数 (延べ人数)	155	100	49	133	147	150

② 一時保護におけるこどもの最善の利益

一時保護は、こどもの最善の利益を守るために行いますが、こどもの安全確保のみならず、権利擁護が十分に図られる必要があることに加え、こどもの安全確保に重きを置き過ぎて、こども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応ができていないようなことがあってはいけません。一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、一時保護施設の設備及び運営基準に基づき、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を常に向上させるよう、推進を目指し取り組んで参ります。

本市では、明石こどもセンター開設当初から、「こどもの意見を聴くこと」「こ

どもの立場に立つこと」を基本姿勢とし、特別な事情がある場合を除いて原則原籍校への通学支援に取り組んでいます。また、一時保護所内のルールについては、管理を目的とした規則は最低限に留め、こどもからの多様な希望に対しては、必要に応じてこどもと一緒に考えるなどし、可能な限り希望の実現を目指す姿勢で取り組んでいます。

表 43 一時保護児童の通学状況（通学した児童の数／延べ日数）（単位：人・日）

参考数値	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
通学した 児童の数	19	24	30	42	33	40
延べ日数	252	376	572	719	915	950

（３）資源等に関する地域の現状

① 一時保護所の定員数

一時保護所の定員については、明石こどもセンター開所以来、25 人を維持しています。こども一人ひとりの状況等を踏まえて、より良い養育環境のもと保護を行うため、必要に応じて委託一時保護の実施を選択する場合があります。

表 44 一時保護所の定員数（単位：人）

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見 込み量 (①－②)
一時保護所の定 員数	25	25	0

② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保

こども一人ひとりの状況や原籍校への通学、専門的なケアの必要性等を踏まえて、こどもにとって最善の養育環境のもと一時保護ができるよう、委託一時保護が可能な里親、ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保に取り組む必要があります。特に乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、里親への委託を積極的に検討する必要があります。

表 45 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等の数

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①－②)
一時保護専用施設(箇所)	0	0	0
里親 (世帯)	25	16	9
ファミリーホーム (箇所)	2	1	1
児童福祉施設等 (箇所)	4	4	0

③ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数

本市では、OJT やエルダー制度による人材育成とともに、明石こどもセンター主催の内部研修や、西日本こども研修センターあかし、他自治体、関係機関等が主催する研修に参加する等し、一時保護所運營業務に役立てています。一時保護所の職員はシフト勤務制のため、計画的な研修の受講がしづらい等、職員の資質を均一に図る点において課題があります。

表 46 研修の実施回数等 (単位：実施回数・回、受講者数・人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①－②)
実施回数	50	40	10
受講者数	160	147	13

④ 第三者評価を実施している一時保護所数

本市における一時保護所は 1 箇所となっていますが、2024 年度 (令和 6 年度) 時点において第三者評価は実施していません。国が定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準において、第三者評価の受審は自治体が条例を定めるにあたって参酌すべき基準として規定されていますが、更なる質の向上に向け、計画的に実施していきます。

表 47 第三者評価を実施している一時保護所数 (単位：箇所)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①－②)
第三者評価を実施している一時保護所数	1	0	1

(4) 資源の整備・取組方針等

① 一時保護所の定員数

こどもの安全の迅速な確保と適切な保護を確実に行うため、一時保護所の定員数を維持していきます。また、必要に応じて委託一時保護を選択できるよう、一時保護委託先の充実や、他機関との連携に取り組んでいきます。

表 48 一時保護所の定員数 (単位:人)

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
一時保護所の定員数	25	25	25	25	25

② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保

こども一人ひとりの状況や原籍校への通学、専門的なケアの必要性等を踏まえて、こどもにとって最善の養育環境のもと一時保護ができるよう、委託一時保護が可能な里親、ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保に努めます。また、ファミリーホーム等の開設や、児童養護施設等の養育環境の改善にあたっては、環境改善事業補助金の交付等により、促進を図ります。

表 49 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等の数

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
一時保護専用施設(箇所)	0	0	0	0	0
里親(世帯)	18	20	21	23	25
ファミリーホーム(箇所)	1	1	1	2	2
児童福祉施設等(箇所)	4	4	4	4	4

③ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数

一時保護所の職員全員が、こどもの権利擁護、成長発達に関する知識、個別ケアの実施方法など、こどもの支援にあたり必要な事項についての研修を受講する機会を確保し、資質の向上を図ります。また、他自治体が設置する一時保護所との情報交換会等の開催により、現状の課題等に基づき、一時保護所の更なる質の向上を図ります。

表 50 研修の実施回数等 (単位:実施回数・回、受講者数・人)

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
実施回数	50	50	50	50	50
受講者数(延べ人数)	160	160	160	160	160

④第三者評価を実施している一時保護所数

一時保護所における第三者評価を開始し、評価結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、こどもの立場に立った保護や質の高い支援、課題の改善等に取り組んでいきます。また、適時自己評価を行い、課題の改善や質の向上を図ります。

表 51 第三者評価を実施している一時保護所数 (単位：箇所)

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
第三者評価を実施している一時保護所数	-	1	-	-	1

(5) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・一時保護所の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数
- ・一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・一時保護所の平均入所日数
- ・一時保護所の平均入所率

表 52 一時保護所の平均入所日数 (単位：日)、平均入所率 (単位：%)

評価指標	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
平均入所日数	34.3	44.2	39.0	32.7	38.8	36.0
平均入所率	23.7	35.8	28.6	31.1	31.9	32.0

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【現状と課題及び今後の方向性】

明石こどもセンターでは、開設以来、市町村機能と児童相談所機能の両方を持つ機関として、各職員が在宅支援と社会的養護の支援の両方を担って対応を行ってきた経緯があります。

しかしながら、社会的養護の期間が長くなったり、里親等への委託率の向上が緩やかであったりといった状況があったため、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方にに基づき、より専門的なケアを行う目的で、令和5年度より、社会的養護を専門的に対応するチームを結成しました。

そのような中で、毎年度社会的養護下にある児童の状況を組織として見直し、家庭復帰や家庭的養育への措置変更の可能性を探る取組を行っています。

現在、社会的養護下にある児童の平均措置期間については、下記の表のとおりですが、家庭復帰が難しく措置期間が長期化しているケースや、乳幼児ケースについては、重点的に里親・ファミリーホームへの措置変更を検討するほか、親族等の養育、特別養子縁組の検討を行っていきます。

表 53 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

種別	平均措置期間
里親	2年8月
ファミリーホーム	5年1月
乳児院	1年5月
児童養護施設	5年1月

(2024年(令和6年)4月1日現在 在籍児童)

(2) 親子関係再構築に向けた取組

【現状と課題及び今後の方向性】

本市では、明石こどもセンター設置前の2011年度(平成23年度)より、子育て支援施策として、子育て家庭の子育て力の向上と孤立防止を図り、ひいては児童虐待を予防するため、各関係機関の協力のもとこどもへの接し方を学ぶ家庭支援講座を実施してきた経緯があります。

明石こどもセンター設置後は、親子関係再構築の支援については、児童福祉司、児童心理司が中心となり、里親や施設等の関係者と協力しながら、各家庭に合わせてオーダーメイド型の支援を中心として行っています。

また、明石こどもセンターは市町村機能を有しているため、在宅支援や家庭復帰後の支援にも力を注いでおり、児童心理司が中心となり、ペアレントトレーニ

ングをこちらも主にオーダーメイド型で実施している状況がありますが、いずれも特定のプログラムを導入しているわけではありません。

そのような中、改正児童福祉法により、親子関係形成支援事業及び親子再統合支援事業が新たに創設され、更に親子関係に係る支援体制の充実が図られました。

このようなことから、明石こどもセンターにおいても、親子関係支援の中心となる児童福祉司、児童心理司が民間のノウハウを学び、ファシリテーターとしての資格を得ることで、各担当者だけでなく、組織として各家庭を支援する体制を構築していきます。

なお、子育て支援施策として、こどもとのかかわり方や、子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通して、こどもの心身の発達に応じた情報提供、相談、助言を行っていきます。

【参考】

表 54 家庭支援講座実施実績

(単位:回数・回、人数・人)

年度	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
実施回数	1	中止	3	7	1	3
延参加人数	8	中止	3	26	1	5

- ・ 2019 年度（令和元年度）途中から 2020 年度（令和 2 年度）については、新型コロナウイルス感染症のため、講座中止となる。
- ・ 2021 年度（令和 3 年度）から、集団実施はせず、個別対応で実施。

表 55 親子関係形成支援事業

明石こどもセンター実施分

(単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資 源 の 必 要 量	8	10	12	14	16
年度ごとの整備目標	8	10	12	14	16
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

対象：要保護児童世帯、要支援児童世帯

表 56 親子関係形成支援事業

子育て支援課実施分

(単位:人)

	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
資 源 の 必 要 量	117	122	126	131	135
年度ごとの整備目標	117	122	126	131	135
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

対象：子育てに悩みや不安を抱えている家庭

表 57 親子再統合支援事業実施計画

(単位:ファシリテーター数・人)

年度	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
ファシリテーター数	2	2	4	4	4
対象家庭	2	2	4	4	4

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

① 基本的な考え方

特別養子縁組は、実家庭で養育できないこどもや、家庭復帰に努力しても実家庭に戻る事が困難な代替養育を受けているこどもにとって、永続的に家庭養育を保証する有力・有効な選択肢であり、対象となるこどもへの支援として優先的に検討します。

② 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画において、具体的な数値目標は設定していません。

③ 資源等に関する地域の現状

兵庫県（神戸市を除く。）及び本市における特別養子縁組の年度別成立状況は表のとおりとなっています。

表 58 特別養子縁組の年度別成立件数

(単位:人)

年度	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
兵庫県	13	11	11	4	1
明石市	1	1	1	1	1

特別養子縁組を必要とするこどもを把握する取組として、出産後の養育に強い不安を感じる妊婦、いわゆる特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会の

枠組みで医療機関や子育て支援センターと明石こどもセンターが連携して対応し、出産後の養育が困難な場合は、社会的養護を検討することとしています。

また、代替養育を受けているこどもについて、今後も保護者による養育が困難な状況で、保護者が特別養子縁組することに同意した場合は、将来的な特別養子縁組を見据え、養子縁組里親として登録している方への里親委託を検討することとしています。

養子縁組は、児童相談所のほか、民間の養子縁組あっせん機関があっせんする場合があります。本市所管の養子縁組民間あっせん機関はありませんが、県内で長年養子縁組推進の活動をしている公益社団法人家庭養護促進協会（神戸市）の「愛の手運動」と連携し、こどもと養親をつなぐ機会を拡げています。

家庭養護促進協会による特別養子縁組の相談件数（明石市民からの相談件数）は、年間5件未満で推移しています。

特別養子縁組の対象になりうるこどもについては、養子縁組を希望する養育里親とのマッチングを、段階を踏んで丁寧に進め、養親候補者に対する法的手続きにかかる支援を明石こどもセンターが行うこととしています。また、本市では、市内に居住する里親である養子縁組希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の全部又は一部を助成する制度（明石市里親養親希望者手数料負担軽減事業）を設け、養子縁組の促進に努めています。

④ 資源の整備・取組方針等

特別養子縁組の成立件数（あっせん機関を通じた特別養子縁組も含む）をモニターし、特別養子縁組を積極的に推進します。行政規模を勘案し、本市における成立件数については具体的な数値目標は設けません。

特別養子縁組の普及啓発に積極的に取り組み、家庭養護促進協会の特別養子縁組等の相談件数（明石市民）につき、2029年度（令和11年度）までに年間10件以上を目指します。

特別養子縁組に関する知識や支援技術を高めるため、職員の研修参加を推進し、2029年度（令和11年度）までに年間1人以上の派遣を目指します。

⑤ 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・特別養子縁組の成立件数（明石こどもセンターを通じた特別養子縁組の成立件数、民間あっせん団体を通じた特別養子縁組の成立件数も含む）
- ・特別養子縁組に関する研修を受講した明石こどもセンター職員数

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

① 基本的な考え方

本市は「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、2017 年（平成 29 年）から全 28 小学校区に里親家庭があること、就学前の代替養育を必要とするこどもが里親家庭で暮らすことができる体制を目指し取り組んできました。

全小学校区に里親家庭があることは、ショートステイ事業を利用するこどもも含め、里親家庭で養育されるこどもが、それまでと同じ学校に通い、同じ友達と遊ぶなど、できるだけ同じ生活ができる環境をつくることを目指すものです。

特に、就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る大切な時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要となります。里親を必要とするすべてのこどもが里親家庭で養育できるよう、数の確保を図ることはもちろん、障害や発達上の特性を有するこどもであっても、地域の家庭で暮らすことができるよう、里親の養育力の向上を図るとともに、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築していきます。

また、里親とこどもの丁寧なマッチング、こどもの支援方針を検討する際の里親の参画、里親委託後のきめ細かな支援を行うことにより、不調ゼロを目指していきます。

② 現行計画の達成見込み・要因分析等

里親家庭数は、表 59 にあるとおり 2024 年度（令和 6 年度）末時点で約 50%増を見込んでおり、里親についての広報及びリクルート活動の結果がでたことを表しています。

表 59 里親家庭数

（単位：組）

	2019 年度① (R1)	2024 年度② (R6)(見込)	②－①
養育里親	40	82	42
専門里親 (含む FH)	1	2	1
親族里親	2	5	3
計	43	89	46

※養子縁組里親は養育里親に含む

それを踏まえ、現行計画策定時に設定した里親等委託率については、「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げた里親数の確保及び支援を進めてきた結果、概ね目標を達成しています。

表 60 3歳未満の乳児における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ①(R6) (現計画)	2024 年度 ②(R6) (見込)	②－①
代替養育を必要とするこども数①(人)	7	7	3	▲4
里親を必要とするこども数②(人)	7	7	3	▲4
登録里親数③(組)	4	8	4	▲4
受託率④	20.0%	35.0%	25.0%	▲10.0%
受託里親数⑤(組)	1	3	1	▲2
受け入れこども数⑥(人)	1	4	1	▲3
里親等委託率⑦	14.3%	57.1%	33.3%	▲23.8%

※2019 年度（令和元年度）及び 2024 年度（令和 6 年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3 人で算出

表 61 3歳～就学前の幼児における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ①(R6) (現計画)	2024 年度 ②(R6) (見込)	②－①
代替養育を必要とするこども数①(人)	20	20	5	▲15
里親を必要とするこども数②(人)	20	20	5	▲15
登録里親数③(組)	13	22	7	▲15
受託率④	20.0%	35.0%	14.2%	▲20.8%
受託里親数⑤(組)	3	8	1	▲7
受け入れこども数⑥(人)	4	10	1	▲9
里親等委託率⑦	20.0%	50.0%	20.0%	▲30.0%

※2019 年度（令和元年度）及び 2024 年度（令和 6 年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3 人で算出

表 62 学童期以降における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ①(R6) (現計画)	2024 年度 ②(R6) (見込)	②－①
代替養育を必要とするこども数①(人)	66	66	54	▲12
里親を必要とするこども数②(人)	41	41	21	▲20
登録里親数③(組)	26	45	78	33
受託率④	20.0%	35.0%	27.0%	▲8.0%

受託里親数⑤(組)	5	16	21	5
受け入れこども数⑥(人)	7	20	21	1
里親等委託率⑦	10.6%	30.3%	38.9%	8.6%

※2019 年度（令和元年度）及び 2024 年度（令和 6 年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3 人で算出

表 63 全年齢における必要里親家庭数及び里親等委託率

	2019 年度 (R1)	2024 年度 ①(R6) (現計画)	2024 年度 ②(R6) (見込)	②－①
代替養育を必要とするこども数①(人)	93	93	62	▲31
里親を必要とするこども数②(人)	68	68	23	▲39
登録里親数③(組)	43	75	89	14
受託率④	20.0%	35.0%	25.8%	▲9.2%
受託里親数⑤(組)	9	27	23	▲4
受け入れこども数⑥(人)	12	34	23	▲11
里親等委託率⑦	12.9%	36.6%	37.1%	0.5%

※2019 年度（令和元年度）及び 2024 年度（令和 6 年度）①（現計画）⑥については⑤×1.3 人で算出

③ 資源等に関する地域の現状

(1) 里親等委託率、登録率、稼働率

表 64 里親等委託率

	2024 年度 (R6) (見込)	2029 年度 (R11) (現行)	2029 年度 (R11) (改定)	(内訳)		
				3 歳未満	3 歳～就学前	学童期以降
代替養育を必要とするこども数①(人)	62	93	73	3	6	64
里親を必要とするこども数②(人)	23	68	54	3	6	45
登録里親数③(組)	89	105	139	6	11	122
受託率④	25.8%	50.0%	38.8%	50.0%	54.5%	36.9%
受託里親数⑤(組)	23	54	54	3	6	45
受け入れこども数⑥(人)	23	68	54	3	6	45
里親等委託率⑦	37.1%	73.1%	74.0%	100.0%	100.0%	70.3%

※2029 年度（令和 11 年度）（現行）⑥については⑤×1.3 人で算出

表 65 年度ごとの里親等委託率

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
3 歳未満	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%
3 歳～就学前	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	83.3%	100.0%
学童期以降	38.9%	44.6%	51.7%	58.3%	64.5%	70.3%
全体	37.1%	43.8%	53.0%	60.3%	67.6%	74.0%

表 66 登録率

里親登録数×平均受託児童数＋F Hの定員数(A)

乳児院・児童養護施設の入所児童数＋里親・F Hへの委託児童数(B)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
(A)(人)	95	104	115	125	142	151
(B)(人)	62	71	71	72	72	73
登録率	153.2%	146.5%	162.0%	173.6%	197.2%	206.8%

表 67 稼働率

里親・F Hへの委託児童数(C)

里親登録数×平均受託児童数＋F H定員数(D)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
(C)(人)	23	28	35	41	48	54
(D)(人)	95	104	115	125	142	151
稼働率	24.2%	26.9%	30.4%	32.8%	33.8%	35.8%

(2)里親登録数(表 68)

(単位:組)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
養育里親	52	58	63	69	76	81
専門里親	2	3	3	3	3	4
養子縁組里親	30	33	37	41	44	48
親族里親	5	5	6	6	6	6
計	89	99	109	119	129	139

(3)ファミリーホーム数(表 69)

(単位:箇所)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
設置数	1	1	1	1	2	2

(4)里親登録にかかる社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護部会の開催
(表 70)

(単位:回)

	2024 年度 (R6)(見込)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
開催数	3	3	3	3	3	3

④ 資源の整備・取組方針等

- ・「②現行計画の達成見込み・要因分析等」で示した実績において、現行計画の目標は概ね達成していること、そして代替的養育を必要とするこども数の見込みから「③資源等に関する地域の現状」を算出しました。
- ・里親数は一定確保できているが、「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、全 28 小学校区に里親を配置できるようリクルート活動等を継続して実施しています。
- ・また、更なる推進のため専門家によるアドバイスを受ける等、効果的・効率的なリクルート活動を行い、プロジェクトの目標達成に向けて進めていきます。
- ・ただし、里親登録数は増えているが稼働率が低くなることが見込まれます。
- ・理由としては、ショートステイを専門とする養育里親の希望の増加、代替的養育が必要なこども数及びケアニーズを考慮した場合の里親委託数の見込みが減少したことによります。
- ・一方で、長期養育をする里親としての稼働率は低くはなるが、ショートステイ事業の受入先として稼働することが見込まれます。
- ・今後は、長期養育が可能な里親のリクルート、もしくは長期養育への移行がしやすいような環境を整え、稼働率を上げていくことが課題となります。

⑤ 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・ 3 歳未満、3 歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、里親委託数、委託こども数
- ・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年に 1 度でも委託のあった里親数）

- ・里親登録（認定）にかかる社会福祉審議会の開催件数

（２）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

① 基本的な考え方

明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と直接顔の見える関係で連携し、それぞれのこどもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっています。そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォスタリング機関として主体的に里親関係業務を担い、こどもと里親家庭に対するきめ細かい支援を展開してきました。また、2020年度（令和2年度）には児童家庭支援センターが市内に設置され相談体制の充実が図られました。

一方で、こども家庭庁より児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後の支援までの一貫した里親等支援の実施が求められています。本市として、現行の実施体制で概ね対応できていることから、里親支援センターにかかる資源（人材、財源）の研究を進めて、総合的に検討を進めていきます。

② 現行計画の達成見込み・要因分析等

中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と直接顔が見える関係で連携をし、こどもと里親家庭の支援を展開してきました。また、関係機関とは適切な役割分担と連携の下にフォスタリング業務を展開し、「あかし里親推進連絡会議」を実施し、その点検とあり方を検討してきました。そのような状況下で、現行計画に掲げていた次の業務は概ね実施できました。

- i 里親のリクルート及びアセスメント
- ii 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- iii こどもと里親家庭のマッチング
- iv 里親養育への支援
- v 委託解除後の子供と里親家庭の支援

③ 資源等に関する地域の現状

表71 里親支援センターの設置数

（単位：箇所）

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
設置数	0	-	-	-	-	-

表72 民間フォostリング機関の設置数 (単位:箇所)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
設置数	0	-	-	-	-	-

表73 明石こどもセンターにおける里親等支援体制の整備 (単位:箇所)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
設置数	1	1	1	1	1	1

表74 里親を支援するための研修(必須研修を除く)の実施回数及び受講者数
(単位:回数・回、受講者数・人)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
回数	3	3	3	4	4	4
受講者数	30	30	30	40	40	40

表75 里親を支援するための里親子応援会議の開催回数 (単位:回)

年度	2024年度 (R6)(見込)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
回数	2	5	6	6	7	7

④ 資源の整備・取組方針等

- ・明石こどもセンターがフォostリング機関として主体的に里親関係業務を担っています。そして、あかし里親センター(委託事業)と連携しながら里親等支援業務を行っているため、里親支援センター及び民間フォostリング機関の設置については総合的に検討していきます。
- ・また、里親等支援体制については、明石こどもセンター設立時から「さとおや課」という里親支援を専属におこなう担当を設置しているため、引き続き「さとおや課」を中心に、関係機関と連携をしながら支援を行っていきます。
- ・里親を支援するための研修(必須研修を除く)として、未委託里親への研修及びテーマ別研修会を実施していきます。
- ・受講することにより、安心して受託できる準備ができ、また、養育をしていくうえでの不安を取り除くことができることを目的とします。
- ・また、委託開始時等に開催している里親子応援会議について、今後は里親活動をしていく中で、こどもへの対応が困難な場面において、関係機関と連携して

支援していくための開催についても積極的に検討していきます。

⑤ 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・ 里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・ 民間フォostering機関の設置数
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修等の必須研修以外の研修の実施回数及び受講者数
- ・ 里親子応援会議の開催回数